

青教指第166号
令和3年5月27日

市内小・中学校長 殿

青梅市教育委員会
教育長 岡田芳典
(公印省略)

緊急事態宣言の延長を想定しての教育活動について（通知）

報道でもあるとおり、緊急事態宣言の延長が想定されます。

このことから、延長が決定された際には、令和3年4月26日付け通知（青教指第88号）「緊急事態宣言の発令を受けての今後の教育活動について（通知）」の内容を、緊急事態宣言が解除されるまで継続するようお願いいたします。

ただし、緊急事態宣言中ではありますが、教育活動の充実を図る必要性もあり、上記の通知の一部を下記のように変更します。下記の件について、実施を検討する学校においては、十分に感染対策を講じることを前提に、保護者、地域および児童・生徒に十分説明をした上で対応していただきますようお願いいたします。

記

1 修学旅行、移動教室、特別支援学級における宿泊学習等について

(1) 実施の判断基準について

旅行先が緊急事態宣言およびまん延防止等重点措置の対象地域に該当する場合は実施をしない。

(2) 実施する際の留意点について

- ・ 紙面において確実に保護者の了承を得ること。その際に、保護者から多数の不参加の意向（概ね1割から2割程度）があった時は実施時期を検討すること
- ・ 保護者および児童・生徒に十分に説明をし、納得を得ること
- ・ 参加しないことを選択する児童・生徒もいると思われることから、その場合は適切な対応をすること
- ・ 出発の2週間前から、検温を実施すること
- ・ 旅行先の宿舎等と連携を図り、現地の受け入れ態勢を確認すること。また、その状況を保護者に伝えること

- ・ 出発日の前に、感染者等が発生した場合は、たとえ前日でも中止になる可能性があること

2 運動会・体育大会等について

例年のような保護者や地域の方を入れての運動会は実施をしない。ただし、感染対策を講じた上で、必要最低限の数の保護者に体育指導の成果を披露するなどの実施については学校ごとの判断とする。また、これから暑くなってくることから、熱中症にも十分配慮すること

3 社会科見学等の実施について

見学先が緊急事態宣言対象地域になっている場合は実施をしない。ただし、生活科見学等における、校外学習届を出さない範囲については、学校ごとの判断とする。

4 部活動について

令和3年5月7日の通知「緊急事態宣言の延長を受けての教育活動について」（青教指第116号）に準拠する。

5 その他

新型コロナウイルス感染症対策が1年以上におよぶ対応が続いており、3回目の緊急事態宣言も再度の延長になることが濃厚になってきました。ただし、常に判断において基本になることは、学校の教育活動の実施の優先ではなく、児童・生徒の感染による生命の危機です。

保護者や地域および児童・生徒の同意を得られないような教育活動は、のちに大きな問題へと発展することもありますので、慎重に検討の上、教育活動の実施をお願いします。

また、本市としては、緊急事態宣言下においても柔軟に対応をしていく必要があると認識しております。日々刻々と変わる状況下に合わせて、対応を変更する場合もあることもあわせてご承知おきください。

以 上

【連絡先】 青梅市教育委員会指導室
TEL 22-1111 (2376)